

京都市訓令甲第 29 号

消 防 局

京都市消防局長専決規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第3条中第66号を第67号とし、第63号から第65号までを1号ずつ繰り下げ、第62号の次に次の1号を加える。

(63) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による液化石油ガスの規制に関すること。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)